

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和3年4月20日(火) 午後3時31分～午後4時08分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高村副市長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当 陪席：秘書課長

議題1：ゼロカーボンシティの実現に向けた基本方針について	
担当部課等	環境共生課
説明者	環境産業部長、環境共生課長、課長代理（環境総務担当）
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 国は令和12年度における温室効果ガスの排出量を、平成25年度比26%減を掲げているが、本市はこれを22.7%とした理由は何か。</p> <p>A. 22.7%は温室効果ガスの中で、二酸化炭素の排出量のみを算出しているため、差異が生じる。</p> <p>Q. 2050年における二酸化炭素削減率の最終目標値は定めないのでか。</p> <p>A. 最終的には、排出実質ゼロを目指す。</p> <p>Q. 産業部門と廃棄物部門の排出について、課題認識から外すということは、今後、対策を実施しないのか。</p> <p>A. 最も重要な取組み課題として、民生部門と運輸部門を挙げており、対策を講じないものではない。</p> <p>Q. Road1.において、「教育的アプローチの強化」とあり、資料1裏面には「22の取組み～」とあるが、具体的な内容等は想定があるのか。</p> <p>A. 環境基本計画において温暖化対策に関する章があり、施策があげられている。取組みについては、環境基本計画を基にしながらさらに具体化した内容について検討するものである。</p>
会議結果	原案了承

議題2：秦野市学校給食センター設置条例を制定することについて

担当部課等	学校教育課
説明者	教育部長、学校教育担当課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】</p> <p>Q. 条例に掲げる「学校給食センター」とは建物と敷地両方を指すのか。</p> <p>A. センター内に配置する担当職員の事務室も含めた建物全体と敷地両方のことを指している。</p>
会議結果	原案了承

—以上—